

# メール配信サービス利用申込書

## 【新規・変更・解約】

陸事総合協同組合宛

FAX:03-3527-9447

当社(含む個人事業者)は貴組合が定めるメール配信サービス利用者規定の全てを承諾のうえ、下記のとおりメール配信サービスを申し込みます。

① 申込年月日	20 年 月 日	③ 組合員名		<small>代表者印・社印 (個人事業者の場合は代表者個人印)</small> 
② 組合員番号	No.			
④ メール配信サービス担当者名	部署名		氏名	
	住所			
	TEL		FAX	

### 【新規】

⑤ 私は貴組合が定めるメール配信サービス利用者規定について	
<input type="checkbox"/> 承諾します	<input type="checkbox"/> 承諾しません
⑥ 請求書の郵送	
<input type="checkbox"/> 紙の請求書の送付は必要ありません。 <input type="checkbox"/> 紙の請求書を送付してください。	
⑦ メール配信先 メールアドレス 注: 請求を扱う責任者のメールアドレスをご指定ください。	※携帯アドレス不可
⑧ 添付ファイル用パスワード(数字8桁でご記入ください。) 注: パスワードは半角で登録となります。パスワードは大切に保管ください。	

※ メール配信の添付ファイルには、請求書の内容をCSVファイル化、PDFファイル化したもの、その他案内等があります。尚、同サービスの開始後は、御利用内訳の郵送を停止いたします。

⑤⑥いずれかの□にチェックを入れてご回答ください。尚、承諾なき場合は、利用申し込みを受け付けることは出来ませんのでご了承ください。

⑦携帯アドレスはご指定いただけません。

### 【変更・解約】

以下は、変更がある場合のみご記入ください。

⑨ 請求書 配信	<input type="checkbox"/> メール配信を希望します	<input type="checkbox"/> メール配信を希望しません
⑩ メール配信先 メールアドレス 注: 請求を扱う責任者のメールアドレスをご指定ください。		
⑪ 添付ファイル用パスワード(数字8桁でご記入ください。) 注: パスワードは半角で登録となります。パスワードは大切に保管ください。		

⑨・・・いずれかの□にチェックを入れてご回答ください。

受領確認	
------	--

## メール配信サービス

本サービスは以下の目的で組合から組合員への各情報を電子文書化し提供します。

- 1 Eメールなどインターネット技術の採用により、情報伝達の迅速化、組合員の事務合理化をはかる。
- 2 電子文書によりペーパーレス化を実現し、省資源化の促進をはかる。

## メール配信サービス利用者規定

### 第1条 (適用範囲)

本規定は、陸事総合協同組合(以下「組合」という)がインターネット経由で提供するメール配信サービス及び同様のサービス(以下併せて「本サービス」という)を利用するため、本組合員(以下「組合員」という)のうち本サービスの利用登録を行った組合員(以下「利用者」という)に適用されるものとします。

### 第2条 (本サービスの提供内容)

- 1 各月の請求書および関連書類をEメールで送付します。
- 2 送付ファイルは各月請求書の鑑、利用明細、その他を電子ファイル化(CSV形式、PDF形式、他)したものとします。
- 3 各電子ファイルはEメールの添付ファイルとして送付します。

### 第3条 (利用設備等)

本サービスの利用を希望する組合員は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な端末、通信機器、ソフトウェア、及びインターネット接続に必要な契約等を準備するものとします。

### 第4条 (利用者登録および変更、中止)

- 1 本サービスの利用を希望する組合員は、本規定を承認し、所定の本サービス申込書にて組合員番号、Eメールアドレス、その他本サービス所定の項目を記入の上、パスワード(以下「認証情報」という)を申請することとし、認証情報の登録をもって、利用登録が完了したものとします。また、登録に必要な所定の項目は、組合が随時変更できるものとします。
- 2 利用者は、Eメールアドレスなど登録した内容に変更があった場合は、遅滞なく本サービス所定の方法にて当組合に通知するものとします。
- 3 利用者は、本サービス所定の方法で申請することにより、本サービスの利用を中止することができるものとします。
- 4 利用者は、本サービスの認証情報(パスワード)が、メール配信サービスの認証情報として利用されることに同意します。
- 5 メール配信サービスは、利用者が本サービス所定の手続きをとることにより、任意に利用を中止できるものとします。

### 第5条 (認証情報の管理)

- 1 利用者は、第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって認証情報を管理することとします。また、認証情報を他入に貸与、譲渡するなどの行為はできません。
- 2 利用者は、第三者による認証情報の不正使用が判明した場合、当組合に直ちに届け出るものとします。
- 3 本サービス利用の際、使用された認証情報と利用者が予め登録した認証情報が一致した場合、使用上の過誤または第三者による不正使用等による損害については、利用者の故意過失の有無にかかわらず、組合はその責任を一切負わないものとします。

### 第6条 (本サービスの運営および中止ならびに追加・変更)

- 1 本サービスの提供は、組合が定めた所定の時間に行います。
- 2 事前に告知なく以下の理由により本サービスの運営を一時停止・中止する場合があります。
  - (1) 本サービス運営に必要な機器、システムの保守点検
  - (2) システムの切り替えによる設備更新
  - (3) 天災、災害、他による装置の故障
  - (4) その他組合が必要と判断した場合
- 3 本サービスの一時停止または中止に起因して生じたいかなる損害についても組合は一切責任を負わないものとします。
- 4 組合はWebサイトに公開するなどの方法で利用者に通知することにより、本サービスを任意に追加、変更、中止できるものとします。その結果、利用者に不利益が生じても、組合は一切責任を負わないものとします。

### 第7条 (禁止事項)

- 1 利用者は次の行為を行わないものとします。

- (1) 本サービス利用・登録を行う際、虚偽の情報を申告する行為
  - (2) 本サービスによって提供された情報を改ざんする行為
  - (3) 法令に違反する行為、または違反する恐れのある行為
  - (4) 本サービスの権利の譲渡にあたる行為
  - (5) その他、組合が不適当と認めた行為
- 2 本サービスの内容、情報など本サービスに含まれる著作権、商標その他の知的財産権等は、すべて組合またはその他の権利者に帰属するものであり、利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしないものとします。

### 第8条 (登録の抹消)

組合は、以下の場合には登録された認証情報を利用者に事前事後に通知することなく削除し、利用登録を抹消できるものとします。

- 1 利用者が退会するなど、組合員資格を喪失した場合。
- 2 利用者が認証情報登録の際、または本サービス利用の際に虚偽の申告、登録をした場合。
- 3 利用者のカード不正使用によって被害が発生したときや、組合に届け出た企業名、Eメールアドレス、住所等に変更があり、直ちに組合所定の届出用紙により手続きを行わなかった場合など正確な本サービスの提供が困難と予測される場合。
- 4 利用者が本規定または組合が別に定める定款などの規約に反する行為をするなど、組合が不適当と認めた行為を行った場合。

### 第9条 (個人情報の取扱い)

- 1 組合および提携会社等は、利用者が登録した情報を個人情報として厳重に管理し、次のいずれかに該当する場合以外は第三者に開示、提供しないものとします。
  - (1) 利用者が同意する場合
  - (2) 法令等により開示が求められた場合
  - (3) 組合および提携会社等が業務を委託した事業者、委託業務の処理に必要な範囲で提供する場合
  - (4) 組合および提携会社等の権利、または財産を当然に保護する必要がある場合
- 2 組合は、前項の個人情報を両者の通常の営業活動目的や顧客に有益と思われる情報提供に利用できるものとします。また、統計情報などに加工して利用できるものとします。

### 第10条 (無料)

- 1 本サービスにおいて組合が採用する暗号技術を含めたシステム上の安全対策などは、組合が妥当と判断したものであり、組合がその完全性、安全性等を保証するものではありませんが、利用者は本サービスの利用に際し、公衆回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および、組合が採用するシステム上の安全対策等について了承しているものとみなします。
- 2 上記安全対策をとったにもかかわらず、サービス利用により生じたいかなる損害についても、組合および提携会社等は一切責任を負わないものとします。

### 第11条 (規定の変更)

組合は、利用者への事前通知または承諾なくして、本規定を随時変更することができるものとします。この場合、利用者との契約上、重要な変更については予めWebサイトに公開するなどの方法により、変更内容を掲載することで通知するものと致します。また、変更内容について組合が利用者に通知した後に本サービスの利用を受けた場合は、利用者が規定変更を承認したものとみなします。

### 第12条 (準拠法)

利用者と組合との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

### 第13条 (合意管轄裁判所)

本契約により生ずる権利義務に関するすべての紛争については、組合の本部所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第14条 (本規定の優先)

本サービス利用に際し、組合が別に定める定款などの規約が本規定の内容に抵触する場合は、本規定が優先されるものとします。

### 附則

この規定は、平成18年8月1日から実施します。